

住民投票で反対が九割！ 吉野川可動堰建設事業の問題点と展望

日本共産党徳島市議堀本信之

二〇〇〇年一月二三日に実施された徳島市の吉野川可動堰の賛否を問う住民投票で徳島市民は、投票率が五〇%を超えなかったら開票しないという高いハードルを超え五五%が投票し有効な住民投票としました。

そして一〇二、七五九人（九一・六四%）が可動堰反対に投票、賛成は九、三六七人（八・三五%）にとどまりました。

国の大型公共事業に対する全国初の住民投票となったこの住民投票で、徳島市民は圧倒的多数の反対で可動堰にノーの審判をくださったのです。

可動堰推進派の投票ボイコットの運動、「投票にいくな」という圧力をうち破ってかちとった市民の良識の勝利です。

わが党は、吉野川可動堰の是非を問う住民投票の意義について、「国の大型公共事業を相手にするはじめての住民投票」であり、新河川法にもとづく「住民参加の河川事業への出発点」、「可動堰推進派への決定的な打撃となるだけでなく、ゼネコン奉仕のムダな公共工事の中止を求めている全国の運動を励ますことになる」（「しんぶん赤旗」主張）と位置づけてきました。

住民投票の成功は、可動堰推進派に大きな衝撃を与え、各地の運動にも国と地方の政治戦にも予想をこえる影響を与えつつあります。

住民投票の結果をうけて小池徳島市長は、可動堰「反対」の立場を表明し、翌日県と建設省に反対を申し入れました。地元の徳島市の可動堰反対の態度表明で、建設省はいまの可動堰計画をそのまま強行することはできなくなっています。

私たちはこの徳島市民の良識ある英断を生かすため、可動堰反対の運動を、幅広い市民とともに粘り強く進めてゆきたいと思っています。

○可動堰計画の問題点

私たちは一九九六年に「第十堰の可動堰への改築に反対する徳島市民の会（略称・可動堰反対市民の会）」を結成し、それまでに活動していた「吉野川シンポジウム実行委員会」や「ダム堰にみんなの意見を反映する県民の会」などと協力共同して、建設省の進める吉野川可動堰建設計画の問題点は何なのかを明らかにしてきました。

吉野川は、高知県本川村に源を發し徳島平野を貫流し、紀伊水道に注ぐ四国一の河川で板東太郎の利根川、筑紫次郎の筑後川と共に『四国三郎』と呼ばれています。

長さ一九四kmで最下流に徳島市が位置します。このたび問題になっているのは河口か

ら一四・二kmの所にある第十堰を取り壊し、一・二km下流に可動堰を造るというものです。

第十堰は一七五二年（宝暦二年）旧吉野川への分水と潮止めのため造られた人工の堰で、蛇籠と呼ばれる太くて長い竹籠に石をつめて沈め、肥松の杭で止め、上に青石を敷きつめて造った棚堰です。水が透過するのが特徴です。

爾来約二五〇年間、住民の知恵と努力によって維持管理されてきたもので、一九六五年建設省の管理となった固定堰です。

建設省は今ある第十の堰を取り壊し、一・二km下流に可動堰を造るとしています。

可動堰とはどんな堰なのか、建設省資料で見えます。

長さ約七二〇mで、高さ二五mの堰柱一三本を建てその間に幅四八・四mの鋼製のローラーゲート一を装置し（他に閘門一機）、それをコンピューターで上げ下げするもの。費用は約九五〇億円、他に道路橋部分八〇億円。工期は約一〇年とされています。

工法は一年毎に約一〇〇mの区間を渇水時に仮締め切りして、護床を作り堰柱を建てるブロック毎の工法をとります。川底を幅七二〇m、前後三〇〇mにわたって厚さ一mのコンクリートで固め、堰柱部分には二五mの鋼鉄製のパイルが打ち込まれるため、川底は完全に死んでしまいます。完成するとこの部分は立入禁止になります。

維持費は年間六億九千万円と建設省はいいます。

○ でたらめな改築理由

建設省は改築理由を最初は現堰があるために「せき上げ」「深掘れ」がおこり、堰の「老朽化」により利水が不可能になる

との三つの理由をあげていましたが、これがことごとく市民によって論破され、今は「命と暮らしを守るため」などと抽象的な言葉で洪水の危険性と利水上の問題点を大げさに言っています。

〈せきあげで堤防が壊れるとの主張について〉

今の固定堰では洪水時の流れを四割阻害しており、堰上流部の堤防が危険で、もし壊れると生命・財産に重大な影響を及ぼすと言うのです。

最初はせきあげを裏付けるものとして、計画高水位（H. W. L）を四二cm上回るから堤防が危険と言ってきましたがこの計算は幼稚で、市民団体の計算とも大きく違い、過去の洪水にあてはめてみたら、洪水痕跡より一mも高い計算値となります。このため最近具体的な数字は言わなくなり堰は邪魔者だとの主張に変えてきました。

このせきあげの論理にはその前提条件に大きな問題があります。建設省は一五〇年に一回の確率で洪水量を計算しています。一五〇年に一回の大雨が降ったら吉野川中流の岩津の地点で秒当たり二四〇〇〇トンの水が流れるが、これをダム群により一八〇〇〇トンにカットするとの前提です。ところが現在あるダム群では三〇〇〇トンしかカットできないのです。残りの三〇〇〇トンにカットしようとするればあと四個のダムが必要ですがその建

設計画は全くありません。従って今一五〇年に一回の雨が降れば吉野川は全域で水が堤防を超えることになるのです。可動堰を造っても何の役にもたたないのです。この弱点が市民のあいだに広まったため、昨年四月からは建設省のパンフレットから一五〇年に一回の文字が消えました。県知事は八〇年に一回などと勝手に河川整備計画を変更している始末です。

〈堰は老朽化しているとの主張について〉

建設省は今の堰は満身創痍だといいます。いつ壊れてもおかしくなく、壊れると旧吉野川への取水が出来なくなり、農工業用水・上水道に被害が出ると言います。

しかし、今の堰は一九六五年に建設省管理になってから、五年間で約一〇億円を使って一mのコンクリートで固めており大変強固な建造物になっています（建築家の証言）。

一九六五年前後の高度経済成長期に吉野川の川砂が大量に採掘され、川底が三mも下がったことが、堰が一部壊れた原因で、川砂の採掘が止まった一九八三年以降は一切の補修費をつぎ込んでいません。壊れたら直すというのが第十堰の補修法でしたから、一八年間一度も壊れていないことを示しています。今も十分機能しているのです。

〈斜め堰のため深掘れが生じて堤防が危険との主張について〉

堰下流南岸付近に河床の深いところがありますが、これも川砂の採掘が原因です。現実には大洪水の時は水は堰に影響されず川に沿って流れています。さすがに建設省も最近では言わなくなりました。

〈治水の不公平との主張について〉

四二cmのせきあげが最大の改築理由であったものが、昨年四月からいつの間にか「治水の不公平」と言う言葉にすりかえられています。第十堰が河床から四mも突き出ているため水の流れを妨げ上流の水位を高くしているというのです。

しかしこれも川砂の採掘が原因です。河床が三mも下がったのですから堰が突出するのも止むを得ません。しかしこれは見た目の話で、大水の時は何の影響もなく水は流れています。第十堰は川底にはりついている構造だからです。建設省のパンフレットにのる第十堰の模式図は縦横の縮尺を変えたもので、あたかも第十堰が突出しているかのように描いています。

現在の堤防が概成した昭和の始めから第十堰が原因で堤防が破堤したことは一度もないのであります。

○ 環境への影響こそ大問題

可動堰ができると堰上流二・五kmにわたって湖となります（湖沼化）。渇水期には水が旧吉野川への分水点第十樋門（堰上流二・五km）から堰まで来るのに三〇日かかることになります。三〇日も水を溜めておけば、夏の渇水期には完全に水質は悪化します。藻類の発生は間違いないでしょう。上の水と底の水と循環しないので、底は無酸素層となり、有機物が死に、川底に溜まります。これがヘドロになります。また、水そのものが富栄養

化し、ユスリカ（血を吸わない蚊の一種）の大量発生の恐れがあります。長良川では川底に酸素を送るD O対策船（一隻二億円）を七隻も稼働していますがヘドロが溜まり、メタンガスが吹き出しています。

下流も大変です。

今は堰を透して流れる水や湧き水によって良好な汽水域（真水と塩水が混ざり合った水域・多様な生物が棲息出来る）をつくり出しています。これが可動堰によって完全にせき止められると、潮の干満による循環流が生じ、塩水と淡水が混ざらないため、川底に空気が行かず、貧酸素層が出来て、有機物が死にヘドロになります。

この上下流の環境変化によって、可動堰周辺の環境は極度に悪化することは明らかで、これが上流の徳島市上水道の表流水の取水口（堰上流四km）にまで影響すれば、水道水に重大な影響を与えます。

可動堰上流の堪水域（水の溜まる区域）は堰上流五kmまでですが、第十樋門から下は極端に流れが落ちます。このため上からの流れが第十樋門付近ではねかえり、その影響で取水口あたりが水がとどこおり、水質悪化の危険があります。

長良川では堰上流四～五m付近に木の葉や枝が滞留し、それが腐食してメタンガスの発生が見られ、ヘドロも堆積しています。

有機物の多い真水を塩素処理するとトリハロメタンという有機塩素系の発癌物質が発生します。これの除去方法は、原始的なもので、浄水場で今はまず塩素で消毒して、そのあと沈殿などの工程を経て水道水としていますが、この塩素消毒の時期を遅らせ、先に沈殿の工程を設けて、途中で塩素消毒をする方法しか今はありません。

徳島市の水道にこの装置を新設すれば五千万円も必要です。それで安心かどうかは不明で、今後の研究に委ねられています。

○ 可動堰は、ゼネコン奉仕のむだづかい

現段階での工事費は九五〇億円とされています。しかし長良川河口堰の例では、一九七一年の実施方針の段階での二三五億円が一九八八年の工事着工段階では一五〇〇億円にふくれあがり、堰運用段階では一八四〇億円とうなぎ登りに増額しています。

国直轄事業の県費負担というのもあり、それは一六・七%です。建設費が今のままの九五〇億円としても一五九億円。当然県債を発行するので利息もかかります。

管理費も膨大です。建設省の現在での説明では年間六億九〇〇〇万円です。しかし長良川では一五億円使っており、これに近い金額が必要になることは明らかであります。

受注企業もゼネコンに限られます。長良川河口堰の場合本体工事が大成建設・鹿島建設・五洋建設の共同企業体で、制御関係が日本無線と富士通、ゲートが三菱重工・三井造船・日立造船・川崎重工など八社です。特殊工事なので下請けも地元に来る可能性は殆どありません。

○ 審議委員会審議への疑問が市民運動のエネルギーに

建設省は河川行政に流域住民の意見を反映させるということで、吉野川第十堰建設事業審議委員会を設置して三年近く審議し、一九九八年七月に可動堰建設妥当の答申をしました。

県知事が推薦した審議委員によって審議された委員会は、一委員の住民意見を尊重する立場にたった論陣もあり、少しは丁寧な審議をしましたが、結論において建設省の説明をすべて妥当だとしてゴーサインを出したのです。

徳島の市民団体は共同して、この審議委員会に積極的に参加し、市民傍聴を認めさせ、モニターテレビによる視聴も可能にさせ、審議内容に対する批判もその都度行ってきました。その結果、住民のなかに可動堰問題が浸透し、反対の機運も盛り上がってきました。

一九九八年の八月、住民投票条例制定直接請求の署名運動が提起され、九月住民投票の会が結成、十一月三日から一か月間で十万一五三五名の有効署名（有権者の四八・八％）が集められ市議会に提案されました。一九九九年二月の徳島市議会（定数四〇）では二二対一六棄権が一で否決されましたが、市民は市議会を変えようと決起し、日本共産党の一名増を含む二二名の賛成派市議を誕生させたのです。

六月議会では日本共産党市議団（五名）が呼びかけた『二二名全員で住民投票条例案の提案を』との呼びかけに市民ネットワーク（五名）と新政会（民主・連合系五名）は賛同したのですが、公明党が期日の定もなく、五〇％を超えないと無効という独自案を提出、市民団体の強い要望を受けて公明案での成立となりました。

一二月議会で住民投票の期日を一月二三日とすることを決め、遂に住民投票を成功させたのです。

住民投票運動の成功の教訓は、住民投票をもとめる市民の願いにこたえるために運動に積極的に参加し、市民運動、住民運動を大切にす立場を貫き、多彩にひろがっている市民団体との関係と接点を大事にし、共同を柔軟に追求してきたことにあります。

住民は、団体も個人も政党も力を合わせてほしいと思っていること、多様な市民運動の中に残っている反共主義をねばり強く克服し共同を強めるところに党の役割があること、無党派層と「接近、交流、合流」の過程にあり、第十堰問題でつちかかってきた多彩な市民組織との信頼関係をさらに強めていくことが大切だと考えての行動でした。

○ 議会活動で教訓にすべき点

住民運動に対して、議員団がどういう態度をとるかという問題も問われました。

特に六月議会での公明答案に賛成する時に大いに悩みました。

住民運動を大切にす、発展させる議会活動をおこなうことは、綱領の基本にかかわる問題だと思います。公明の住民投票条例案を冷静に評価すれば、重大な問題点をもっていますが、制定されれば住民投票実施を求め運動を発展させる力になること、賛成しても可動堰推進に手をかすことにはならないこと、住民投票の会など市民団体が公明案の成立を望

んでおり、公明案に賛成する苦渋の選択は市民にも評価される、との判断で賛成しました。多彩にひろがっている市民団体との関係と接点を大事にすること、住民投票をもとめる市民の願いにこたえて、大きな問題点がある条例であっても住民投票への足がかりを築き、市民とともにその実現へすすんでいく道を選択したことは正しかったと思っています。

この日本共産党の柔軟な対応に、市民からの批判はほとんどなく、住民投票の会のある幹部は、「世界観が変わった。二一世紀にむけて生き残る政党は日本共産党だ」と評価するなど、わが党への信頼が高まりました。

○ 一・二三住民投票にむかう運動

「反対に○の会」を組織し、住民投票の会と連携しながら民主団体の力をいかに発揮させ運動をすすめることができました。

住民投票の会は、表だっては「住民投票にいこう」という呼びかけが中心の運動で、プラカード、第十堰でのイエローチェーン作戦など創意あるとりくみで住民投票への関心を大きく高めました。

反対に○の会は、可動堰の問題点を示して「投票にいつて反対に○をつけよう」という運動に邁進しました。投票にいく動

機を明確にしめしたとりくみをすすめたことが住民投票の会の運動とあいまって五五%の投票率と九〇%をこえる可動堰反対の投票をかちとったと思います。

わが党も一二月に「第十堰問題を考える」パンフ（十二万枚）を全戸配布、可動堰反対市民の会のカラービラ（粕谷先生の支援のビラ十万枚）、「反対に○の会」の二種類のビラ（十万枚、十二万枚）など大量宣伝に力を注ぎました。また、十七台の宣伝カーを運行し、ハンドマイク宣伝で二十軒に一回をやりぬいた渭北地域など徹底した街頭宣伝をおこないました。ビラはよく読まれ、街頭宣伝もよくきかれ、急速に住民投票の成功と反対に○をつけようという世論が広がっていきました。

「反対に○の会」は、「反対」の理由をおもに環境破壊と税金のムダづかいの二点から訴え市民の共感を得ました。これは四国放送の出口調査で、可動堰に反対する理由として「環境悪化」を四二%が、「税金のムダづかいを」三二%があげたことに示されています。

また、投票率が五〇%以下なら「不成立」で「開票しない」という異例の制約を使っての可動堰推進派のボイコット戦術に

対する批判も大きな力になりました。ボイコット運動は市民の参政権をおかすこと、民主主義の破壊者として批判したことが市民の怒りとなり、投票所へ足を運ぶ力となりました。

トラック四〇台、八〇人が参加した建設労働組合のトラックパレードと駅前宣伝行動、終盤には十七台の宣伝カーで街頭宣伝、電話での働きかけも従来にない規模に広がり、タテ線が大きな力を発揮しました。

また、各団体が結成に責任をもってとりくみ、地域「反対に○の会」は、一ヶ月という

短期間に十六地域で組織された。国府地域、上八万地域などでは住民投票の会のメンバーとの地域での共同が発展し、ビラ配布や電話がけなども分担しあい力を発揮しました。地域組織が結成されたことで、地域単位で、全有権者を視野に入れたとりくみができるようになり、一万八千枚のビラを一日で配布しきった加茂・加茂名の会のとりくみ、よる八時までのハンドマイクでの辻説法など従来にない規模で運動が広がりました。

投票日一日に、対話の遅れを一気に打開し投票率五〇%をこえようと、六万一千戸のテレデータに電話をかけきる大作戦にとりくみ、三万戸ちかい電話をかけ対話をおこないました。

(議会と自治体誌二〇〇〇年三月号掲載『吉野川可動堰でなにが問われたか』の原稿に運動面を追加したもの)